

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	建設監理課
委 託 業 務 名	大津駅南口機械式駐車場撤去に伴う課題整理等委託業務
委 託 業 務 場 所	大津市逢坂一丁目
概 要	大津駅南口公共駐車場の機械式駐車場を撤去するに伴い、当該駐車場を取り巻く課題を整理し、行政財産の効果的な活用を検討するもの。
契 約 期 間	令和 4 年 1 0 月 2 4 日から 令和 5 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 4 年 1 0 月 2 4 日
契 約 金 額	3,795,000 円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 大阪府大阪市堂山町 3 番 3 号 〔名 称〕 株式会社アール・アイ・エー 大阪支社 支社長 川田 啓一
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	本業務を遂行するにあたっては、駐車場施設を含むプエルタ大津が市街地再開発事業により建設されたものであり、施設の構造や建築条件、区分所有等の権利関係及び施設管理規約など様々な制約条件を考慮する必要がある。 これらのことを考慮した上で、非常に特殊性の高い業務を遂行しなければならないことから、当時再開発事業に携わっていた当該事業者でなければ実施することができないと判断したもの。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。